

流山市住宅用省エネルギー設備設置補助金

申請受付期間

※郵送の場合は下記期間内に必着

太陽光発電設備、電気自動車充給電設備：令和2年6月1日(月)～令和3年3月31日(水)

その他：令和2年6月1日(月)～**令和3年3月10日(水)**

集合住宅・事業所用太陽光発電設備奨励金制度もあります。本太陽光発電設備の補助金と併用はできませんのでご注意ください。

1. 補助金交付対象者

次の要件を全て満たす方が対象となります。

- (1) 自ら居住する市内に存する住宅に、市内の事業者（事業所が流山市内に所在するものをいう。）から未使用の補助対象設備を購入し、設置したこと。（家庭用燃料電池システム（以下「エネファーム」とする。）及び電気自動車充給電設備については、市外の事業者から購入し設置している場合も含む。）
- (2) 申請日に流山市に住民登録があり、市税を滞納していないこと。
- (3) 令和2年4月1日以降に工事着工し、設置をしたこと。（平成31年4月1日～令和2年3月31日に太陽光発電設備を設置した方は、特定契約締結日から6月以内であれば補助金の申請をすることができます。）

2. 対象設備の要件

| 住宅用省エネルギー設備等の種類 | 住宅用省エネルギー設備等の要件 |
|--|--|
| 太陽光発電設備 ※市内事業者から購入し設置したもの | 次の要件のいずれかを満たすものとする。 (1) 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているもの (2) 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの (3) 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの |
| エネファーム | 国が平成25年度以降に実施するエネファームに係る補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。 |
| 定置用リチウムイオン蓄電システム ※市内事業者から購入し設置したもの | 国が平成25年度以降に実施する定置用リチウムイオン蓄電システムに係る補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。 |
| 電気自動車充給電設備 | 電気自動車等から分電盤を通じて住宅に電力を供給する機能を有し、かつ、国が平成25年度以降に実施するV2H充放電設備（V2H充電設備）に係る補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより承認されているものであること。 |
| 太陽熱利用システム ※市内事業者から購入し設置したもの | 一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品として認定を受けたもののうち、集熱方式が「強制循環型」に分類されるもの。 |
| 断熱窓 ※既存住宅の窓を断熱改修した場合のみ ※市内事業者から購入し設置したもの | ・国が令和元年度以降に実施する断熱窓に係る補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている断熱窓又はガラスであること。 ・1居室（リビング、ダイニング、寝室、子供部屋等）単位で、外気に接する全ての窓の改修を行っていること。（原則窓の大きさや形の変更不可） |

3. 補助額

| 住宅用省エネルギー設備の種類 | 住宅用省エネルギー設備等の設置を行う住宅の条件 | 補助金の上限額（千円未満切捨て） |
|------------------|-------------------------|---|
| 太陽光発電設備 | 既存住宅 | 1kWあたり25,000円（上限10万円） 【上乗せ補助】 ・申請時にHEMS(※)設置済：+2万円 ・申請時に定置用リチウムイオン蓄電システム設置済：+5万円 |
| | 新築住宅 (既存住宅を除いた住宅) | 1kWあたり15,000円（上限6万円） 【上乗せ補助】 ・申請時にHEMS(※)設置済：+1万円 ・申請時に定置用リチウムイオン蓄電システム設置済：+5万円 |
| エネファーム | — | 5万円 |
| 定置用リチウムイオン蓄電システム | — | 10万円 【上乗せ補助】 申請時に太陽光発電設備設置済：+5万円 |
| 電気自動車充給電設備 | — | 5万円 |
| 太陽熱利用システム | — | 5万円 |
| 断熱窓 | 既存住宅 | 設置に要した費用の1/4（上限8万円） |

※太陽光発電設備と定置用リチウムイオン蓄電システムの同時設置の場合は、5万円の上乗せとなります。

※HEMS（エネルギー管理システム）の要件について
家庭での電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの可視化を図り、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの（いい、機器の制御に係る装置コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているものであること。

※注意事項

- (1) 設備はすべて未使用（中古品は対象外）のものが対象となります。
- (2) 補助金の交付は、補助対象設備ごとに、1住宅につき1回に限り交付します。
- (3) 受付は、申請順で行い、予算の範囲内で補助金の交付を行います。年度途中であっても申請が予算額に達した時点で締め切りとなります。
- (4) 6種類の異なる複数の設備を同時に設置した場合には、各種補助金の額の合計額の交付となります。

4. 申請手続き

【申請時に必要なもの】

◆全申請者の必要書類◆

- ・交付申請書（第1号様式） ※1
- ・交付請求書（第3号様式）（日付は未記入のもの） ※1
- ・必要書類チェックリスト ※1
- ・事業結果報告書（別紙1） ※1
- ・仕様書等（事業結果報告書に記載した内容が確認できるもの）
- ・工事の着工日・完了日（住宅を新築又は購入する場合は引渡日）が確認できる書類の写し ※2
- ・領収書等の写し（申請設備ごとの設置費、事業者所在地等が確認できるもの） ※2
- ・設置工事前後の写真（新築住宅の場合は工事後のみでOK、断熱窓は改修した全ての窓の工事前後の写真）

◆該当する場合に必要な書類◆

- ・申請者の住民票の写し（交付申請書で住民登録の確認に「同意しません」を選択した場合）
- ・本市の令和元年度納税証明書（交付申請書で市税の納付状況の確認に「同意しません」を選択した場合）
- ・同意書（申請設備を設置した住宅に、申請者以外の所有者（共同所有者や第三者）がいる場合） ※1
- ・委任状（申請者と別の名義の口座に振込を希望する場合） ※1
- ・本制度以外の補助金等の確定額が確認できる書類の写し（申請設備について他に助成を受けている場合）

◆太陽光発電設備の補助金申請者◆

- ・特定契約書の写し（系統連系日・買取起算日・運転開始日等、申請者住所、申請者氏名が確認できるもの）
- ・太陽光発電設備の申請に係る同意書（必須）
- ・検査済証や住宅に係る固定資産税の課税明細書等（既存住宅に設置した場合のみ必要）

【HEMSを設置している場合】

- ・HEMSの製品名が確認できる書類の写し
- ・HEMSの出荷証明書又は保証書の写し（設置日がわかるもの）
- ・HEMSの設置状況が確認できる写真

【過去に定置用リチウムイオン蓄電システムを設置している場合】 ※同時に交付申請を行う場合は省略可

- ・定置用リチウムイオン蓄電システムの製品名が確認できる書類の写し
- ・定置用リチウムイオン蓄電システムの出荷証明書又は保証書の写し（設置日がわかるもの）
- ・定置用リチウムイオン蓄電システムの設置状況が確認できる写真

◆定置用リチウムイオン蓄電システムの補助金申請者◆

【過去に太陽光発電設備を設置している場合】 ※同時に交付申請を行う場合は省略可

- ・太陽光発電設備の製品名が確認できる書類の写し
- ・太陽光発電設備の出荷証明書又は保証書の写し（設置日がわかるもの）
- ・太陽光発電設備の設置状況が確認できる写真

◆断熱窓の補助金申請者◆

- ・検査済証や住宅に係る固定資産税の課税明細書等
- ・平面図及び立面図（断熱改修した窓の位置や写真の撮影方向等が確認できるもの）

※1 ホームページからダウンロードできます。

※2 該当する書類がない場合は販売証明書（※1）を作成してください。

【受付場所】

流山市役所 環境部 環境政策課 第1庁舎3階（窓口又は郵送で受付）出張所不可

※ 郵送の場合は、書類が到着したその日の窓口受付終了後の受付となります。

※ 申請に必要な書類（不備がないもの）が全て提出された時点で受付となります。

【受付時間】

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）

5. 問い合わせ

〒270-0192 流山市平和台1-1-1 流山市役所 環境部 環境政策課

TEL：04-7150-6083（直通）

FAX：04-7158-9777

E-mail：kankyouhozen@city.nagareyama.chiba.jp

※詳細な要件等については、お問合せいただくかホームページ等によりご確認ください。

この事業は「千葉県住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金」を活用しています。